

コネクティビティデータセンター利用規約

第1章 総則

第1条(規約の適用)

- 株式会社オプテージ(以下、「当社」といいます。)は、このコネクティビティデータセンター利用規約(以下、「本規約」といいます。)を定め、これにより契約者に第5条に定める各種サービス(以下、「本サービス」といいます。)を提供するものとします。
- 本規約は、本サービスの利用に関わるすべての事項に適用されるものとします。
- 当社が契約者または利用者に対し、本サービスのホームページ等で通知する本サービスの説明、案内、利用上の注意等は、名目を問わず本規約の一部を構成するものとします。

第2条(規約の変更)

- 当社は、関係法令の制定・改廃、電気料金の変動、仕入原価の増加等の社会情勢の変化、契約者に対するサービスの向上等の事情により、本規約の全部若しくは一部を廃止し、新たな規定を制定、または変更することができるものとします。
- 当社は、前項の変更を行う場合、本規約を変更する旨および変更後の規約の内容 ならびに効力発生時期を契約者に対し、通知するものとします。
- 第1項の変更を行う場合、本サービスの内容および料金その他の条件は、新たに制定された規定または変更後の規約の内容に従うものとします。
- 本規約の変更の効力が発生した後、契約者が、特段の申し出なく本サービスを利用した場合、料金を支払った場合、その他当該変更の特段の異議なく承諾したものと当社が判断した場合は、かかる変更に関し契約者が同意したものとみなし、料金その他の提供条件は変更後の本規約によるものとします。

第3条(用語の定義)

- 本規約においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

当社	株式会社オプテージをいい、本サービスを提供する事業者をいいます。
サービス仕様書	「別表 1:コネクティビティデータセンター一覧」に定める対象データセンターに対応する別紙「サービス仕様書」をいい、本サービスの詳細仕様等が記載された文書をいいます。
連絡先情報	本サービスの利用に伴い、契約者が当社に対し提供する情報(契約者、請求先、連絡先を含むがこれに限りません。)をいいます。
契約者	本規約に基づき当社と利用契約を締結し、本サービスの利用資格を有する法人をいいます。
利用者	当社と本規約に基づく利用契約がない者であって、契約者の管理下にあり、契約者の承認を得て本サービスを利用する者をいいます。
契約者設備	契約者がデータセンター内に設置する、契約者所有または管理下にある機器およびソフトウェア、その他データセンター利用に係る設備をいいます。
Data Center Customer Portal	当社が契約者に対し提供する、本サービスに関する各種申込み、設定変更、照会等が可能なオンラインサービスをいいます。
第三者	当社、当該契約者を除く、利用者、すべての個人、法人、その他の団体をいいます。
構内接続	「別表 1:コネクティビティデータセンター一覧」で定める、対象データ

	センター構内で行うラック間の接続をいいます。
LOA(Letter of Authorization)	接続元ラックを利用する者と接続先ラックを利用する者が、構内接続することを合意した証明書をいいます。
申込希望者	本サービスの利用開始、変更、または解除を申し込む者をいいます。
利用契約	本規約に基づき当社と契約者の間で締結される本サービスの利用に関する契約をいいます。
希望日	契約者が利用契約の利用開始、変更、解除いずれかを申し出る際に指定する、本サービスへ適用される希望日をいいます。
利用開始日	本サービスの提供を開始し、契約者が利用可能となる日として、当社が指定し契約者に通知した日をいいます。
利用変更日	提供中の本サービスを変更し、契約者が変更後のサービスが利用可能となる日として、当社が指定し契約者に通知した日をいいます。
利用終了日	本サービスの提供が終了し、契約者が本サービスを利用できなくなる日をいいます。
原状回復作業	契約者設備の撤去および契約者設備に係るデータセンターの原状回復の作業をいいます。
契約者アカウント	利用責任者が Data Center Customer Portal の利用および管理に使用するアカウントをいいます。
利用者アカウント	利用者が Data Center Customer Portal の利用および管理に使用するアカウントをいいます。
アカウント利用者	当該契約者の契約者アカウントまたは利用者アカウントを利用する者をいいます。
利用責任者	契約者が指定する契約者の従業員であって、本サービスの利用に関する責任を負う者をいいます。
支払期日	当社が指定する料金の支払期日をいい、契約者が料金を支払うべき期限をいいます。
月額料金	月額で定める料金をいい、本サービスの利用に対して月ごとに課金される料金をいいます。
消費税相当額	消費税法(昭和 63 年法律第 108 号)および同法に関する法令の規定に基づき課税される消費税の額ならびに地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)および同法に関する法令の規定に基づき課税される地方消費税の額をいいます。

第 4 条(通知)

1. 当社から契約者への通知は、当社ホームページへの掲載、電子メールの送信、書面の送付その他当社が適当と認める方法により行うものとします。
2. 前項の通知は、次の各号に定めるその時点で契約者に到達したものとみなします。
 - (1) 当社ホームページへの掲載により行われた場合:当該ホームページへ掲載した時点
 - (2) 電子メールの送信により行われた場合:当該メールを発信した時点
 - (3) 書面の送付により行われた場合:当該書面を発送した時点
3. 契約者は、当社から通知を確実に受け取ることができるよう、第 35 条(情報正確性の確保)に基づき当社に正確な連絡先情報を提供し、変更があった場合は速やかに当社に届出を行うものとします。
4. 当社は、契約者から提供されている連絡先情報を正確かつ最新とみなして通知を行い、通知は契約者に到達したものとみなします。

第2章 サービス

第5条(サービスおよび品目)

1. 当社は、次のサービスおよび、サービス品目を提供するものとします。

サービス	サービス品目
ハウジングサービス	レンタルラックサービス
	コロケーションサービス
オプション	電源回路追加サービス
	コネクティビティサービス
	マネージドサービス
	その他サービス

2. 各サービスおよび、サービス品目の詳細仕様等は、別紙「サービス仕様書」のとおりとします。

第6条(サービスの廃止)

1. 当社は、本サービスの全部または一部を終了する場合があるものとし、終了日をもって利用契約の全部または一部を解除することができるものとします。
2. 本サービスの全部または一部を終了する場合には、契約者に対して、以下の期間までに、第4条第1項に定める手段をもってその内容を通知するものとします。ただし、天災その他の不可抗力等の当社の責に帰すべからざる事由により、当社の設備やシステム等の使用が不可能となり、かつ、修復の見込みがない場合には、通知なくサービスを終了できるものとします。
 - (1) 全部の場合:本サービス終了日の6ヶ月前までに通知するものとします。
 - (2) 一部の場合:本サービス一部終了日の3ヶ月前までに通知するものとします。

第3章 契約

第7条(契約の申込)

1. 本サービスの申込希望者は、本規約を確認し、同意した上で、その希望日までに、当社所定の方法により申し込みを行うものとします。
2. 申込希望者が利用開始日までに申し込みを取り消した場合、申込希望者は、その取り消しまでに当社が実施した準備作業や手配について、実際に発生した費用を負担するものとします。

第8条(契約の承諾)

1. 当社が申込希望者から本サービスの申し込みを承諾した場合、当社は、契約者へ当該申込についての承諾を通知するものとし、この通知をもって利用契約が成立するものとします。
2. 当社は、前項の規定にかかわらず、次の場合には、本サービスの申込を承諾しないことがあります。なお、各号のいずれに該当するものかは、当社は契約者に開示しないものとします。
 - (1) 申込のあった本サービスの提供が技術上著しく困難な場合
 - (2) 申込希望者が本サービスの料金又はまたは工事に関する費用の支払いを怠るおそれがある場合
 - (3) 契約申込書に虚偽の事実を記載したことが判明した場合
 - (4) 申込希望者の信用状況に問題があると当社が判断した場合
 - (5) その他当社の業務の遂行上著しい支障がある場合
3. 当社が利用申込を承諾しない場合には、当社は申込希望者に対してその旨を通知します。

第 9 条(契約期間および最低利用期間)

1. 利用契約の期間は 1 年間とします。また、各サービスの最低利用期間は、当社が別途定める料金表のとおりとし、いずれも利用開始日が属する月の翌月(ただし、利用開始日が暦月の初日である場合には、利用開始日が属する月)から開始するものとし、利用終了日が属する月の末日に終了するものとし、契約者は、最低利用期間中は、利用契約のうち当該サービス部分を解除できないものとし、
2. 契約者が契約期間満了の 2 ヶ月前までに、契約内容の変更または解除の申し込みをしない場合、契約期間満了日の翌日からさらに同様の利用契約が継続されるものとし、以後もまた同様とします。
3. 契約者は、最低利用期間内に第 12 条(契約者による利用契約の解除)または第 13 条(当社による利用契約の解除)に定める事由により利用契約が解除された場合、解除時点における当該サービス品目について、最低利用期間の満了までの残存期間に対応する料金の全額を、当社が定める方法により一括して支払うものとし、
4. 利用契約で当社が提供するサービス品目のすべてが終了した場合、当該利用契約は終了するものとし、

第 10 条(契約内容の変更)

1. 契約者が利用契約の変更を希望する場合、契約者は当社に対し、その希望日までに、当社所定の方法により申し込むものとします。なお、当社は、希望日からの変更を保証するものではありません。
2. 前項の申し込みを承諾した場合は、当社から契約者への利用変更日の通知をもって利用契約の変更が成立するものとし、変更の効力は、この利用変更日に生じるものとし、
3. 第 1 項の申し込みがあった場合に、第 8 条(契約の承諾)第 2 項に定める事由により、当社は申込を承諾しないことがあります。この場合は契約者にその旨を通知します。
4. 当該利用契約の変更がサービスの追加となる場合、利用変更日から当該追加サービスに対して、当社が別途定める料金表に記載する最低利用期間が適用されるものとし、

第 11 条(契約者の地位の承継)

1. 契約者である法人が合併、会社分割等により利用契約上の地位を第三者に包括的に承継しようとする場合、契約者は直ちに当社に書面で届け出るものとします。
2. 当社は、前項の届出を受領した場合、以下の対応を行うことができるものとします。
 - (1) 届出内容の確認および必要に応じた追加情報の要請
 - (2) 契約継続の可否の検討
 - (3) 契約条件の変更の提案
3. 当社は、前項各号に定める対応の結果として、契約者または当該承継者へ通知を行い、第 13 条(当社による利用契約の解除)の規定を履行する権利を有するものとし、

第 12 条(契約者による利用契約の解除)

1. 契約者が利用契約の全部または一部の解除を希望する場合、契約者は当社に対し、希望日の前々月の末日までに、当社所定の方法により申し込みを行うものとし、
2. 前項の申し込みに対し、当社が承諾した場合、希望日を利用終了日として、当該利用契約の全部または一部は解除されるものとし、
3. 本条に基づく解除の場合であっても、解除までに発生した契約者の一切の債務は、利用契約の全部または一部の解除後においても、その債務が履行されるまで消滅しないものとし、

第 13 条(当社による利用契約の解除)

1. 当社は、第 38 条(提供停止)の規定により、本サービスの提供を停止された契約者が当社の指定する期間内にその停止事由を解消または是正しない場合は、その利用契約の全部または一部を解除できるものとし、
2. 当社は、契約者が次のいずれかに該当する場合、何らの通知催告を要することなく直ちに利用契約の全部

または一部を解除することができるものとします。この場合、当社は契約者へ利用終了日を通知するものとします。

- (1) 第 38 条(提供停止)第 1 項各号のいずれかの事由があり、本サービスの提供に著しく支障を及ぼすおそれがあると認められる場合
 - (2) 契約申込書その他通知内容等に虚偽記入または利用契約締結の判断に影響を及ぼす事項に関する記入漏れがあった場合
 - (3) 支払停止若しくは支払不能となった場合、手形・小切手の不渡り、差押え・競売の申立て、または破産・民事再生等の法的整理手続の申立てがあった場合
 - (4) 監督官庁から営業許可の取消、停止等の処分を受けた場合
 - (5) 利用契約等に違反し、当社がかかる違反の是正を催告した後合理的な期間内には是正されない場合
 - (6) 解散、減資、営業の全部または重要な一部の譲渡等の決議をした場合
 - (7) 利用契約を履行することが困難となる事由が生じた場合
 - (8) その他当社が利用契約の解除が望ましいと判断した場合
3. 契約者は、第 1 項および、第 2 項各号による利用契約の解除があった時点において、未払い料金等または遅延損害金がある場合には、当社が定める日までにこれを支払うものとします。
 4. 第 1 項および、第 2 項各号による利用契約の解除により、契約者や第三者に損害が生じた場合、当社は、いかなる責任も負わないものとします。

第 14 条(原状回復)

1. 契約者は、利用終了日の属する月の翌月末(以下、「原状回復期日」といいます。)までに、契約者の責任と費用負担において、契約者設備の撤去および契約者設備に係るデータセンターの原状回復作業を行うものとします。
2. 契約者が原状回復期日までに前項の作業を完了しない場合、当社は、以下に定める額に、原状回復期日の翌月から原状回復作業の完了日の属する月までの月数を乗じた額を請求する権利を有するものとします。
 - (1) 契約期間が 12 ヶ月以上の場合:利用終了日から過去 12 ヶ月間の本サービスに係る月額料金の平均
 - (2) 契約期間が 12 ヶ月未満の場合:利用開始日から利用終了日までの本サービスに係る月額料金の平均
3. 当社は、契約者が原状回復期日を 6 ヶ月超過して第 1 項の作業を完了しない場合、当該利用契約に係る契約者設備の所有権が放棄されたものとみなし、以下のいずれかの手段を契約者の費用負担により講じる権利を有するものとします。
 - (1) 契約者設備を直ちに搬出し、施設内外で保管すること
 - (2) 契約者設備を契約者宛てに発送すること
 - (3) 契約者への事前通知後、契約者設備を換金し、その売得金を収受すること
4. 契約者は、本条に基づき当社が請求する料金について、当社が定める期日までに全額支払うものとします。

第4章 料金

第 15 条(料金)

本サービスの料金は、当社が別途定める料金表のとおりとします。

第 16 条(料金の支払義務)

1. 契約者は、本サービスの利用に伴い、第 15 条(料金)の料金ならびにこれに係る消費税および地方消費税相当額を支払う義務を負うものとします。
2. 第 36 条(非常事態時の利用の制限)、第 37 条(提供中止)、第 38 条(提供停止)の規定により本サービスの提供が停止された場合であっても、本サービスの料金の算出については、当該サービスの提供があつ

たものとして取り扱うものとし、契約者は前項の義務を負うものとしします。

第 17 条(料金の計算方法)

1. 当社は、契約者が本サービス利用契約に基づいて支払う料金を暦月に従って計算するものとしします。
2. 月額料金は、契約者の利用開始日が属する暦月から生じます。ただし、契約者の利用開始日が暦月の初日以外の日である場合、利用開始日の属する暦月に係る月額料金は免除するものとしします。
3. 第 10 条(契約内容の変更)により月額料金に変更になる場合、かかる利用変更日が暦月の初日である場合には、利用変更日の属する暦月から、暦月の初日以外の日である場合には、利用変更日の属する暦月の翌月から月額料金を変更するものとしします。

第 18 条(料金等の支払方法)

1. 契約者は当社に対し、第 15 条(料金)に定める料金を当社からの請求に基づき支払うものとしします。
2. 契約者は、当社が指定する支払期日、方法を記載した請求書により料金を支払うものとしします。なお、振り込み手数料等に関する費用については、契約者の負担としします。
3. 契約者と収納代行会社、金融機関等の間で紛争が発生した場合は、当該当事者双方で解決するものとし、当社には一切の責任がないものとしします。

第 19 条(割増金)

契約者は、料金その他の債務の支払いを不法に免れた場合は、その免れた額のほか、その免れた額(消費税相当額を加算しない額としします。)の 2 倍に相当する額に消費税相当額を加算した額を割増金として支払うものとしします。

第 20 条(延滞利息)

契約者は、料金その他の債務(延滞利息を除きます。)について、支払期日を経過してもなお支払いがない場合には、支払期日の翌日から起算して支払いの日の前日までの期間について年 14.5%の割合で計算して得た額を遅延損害金として支払うものとしします。ただし、支払期日の翌日から起算して 10 日以内に支払いがあった場合は、この限りではありません。

第 21 条(端数処理)

当社は料金その他の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てるものとしします。

第 22 条(債権の譲渡)

1. 当社は、本規約の規定により、契約者が支払を要することとなった料金その他の債務に係る債権の全部または一部を第三者に譲渡することがあります。
2. 当社は、前項の規定により債権の譲渡を行う場合は、あらかじめ契約者に対して通知するものとしします。

第5章 サービスの利用

第 23 条(構内接続)

1. 契約者が構内接続をする場合、第 5 条(サービスの種類および品目)に定める、コネクティビティサービスを用いて接続するものとしします。ただし、当社が別段の承諾をした場合には、コネクティビティサービス以外を用いた接続をすることができるものとしします。
2. 契約者は、コネクティビティサービスを利用する場合、異なる契約者間、または同一契約者の異なる利用者間で構内接続する際は、当社へ LOA を提出する義務を負います。当社はこれを承諾した場合、接続を許可するものとしします。

3. 契約者が本条に定める義務に違反した場合、当社は以下の各号に定める権利を有するものとします。
 - (1) 構内接続の停止および、コネクティビティサービスまたは第1項の規定で当社が認めた接続に関する利用契約の解除を行う権利
 - (2) 第50条(賠償請求権)に定める賠償を行う権利

第24条(契約者設備の設置)

データセンターへ設置する契約者設備は、契約者がその費用を負担し、契約者の責任において設置するものとします。

第25条(契約者設備の運用)

1. 契約者設備は、契約者の責任において管理および運用を行うものとし、当社の責めによる場合を除き、紛失、盗難などの被害に遭われたとしても、当社は責任を負わないものとします。
2. 契約者が要望し、当社と契約者で契約者設備の運用に関して合意した場合、当社は、その合意内容に従い契約者設備の保守および運用を実施するものとします。
3. 契約者は、契約者が当社へ指示する作業において、その作業結果についての責任を負うものとします。

第26条(契約者設備の適宜移動)

1. 次条第3項にかかわらず、当社は、契約者へ6ヶ月前までに書面で通知することにより、契約者設備を同等の設備を有する他のデータセンターまたは同一データセンター内の他の場所へ移動する権利を有するものとします。
2. 前項による移動が、当社の事情による場合に限り、移動に要する費用を当社が負担するものとします。
3. 契約者設備が第三者の知的財産権を侵害するとの申し立てがあった場合、契約者は当社の指示に従い、自己の負担で速やかに当該設備を撤去するか、権利を侵害することのない代替品と交換しなければならないものとします。

第27条(データセンターの環境維持)

1. 契約者は、データセンターに発火発煙、異常な発熱、異常な温度または湿度の変化、その他データセンターの環境に影響を及ぼすおそれのある、いかなる契約者設備も設置しないものとします。
2. 当社は、データセンターの環境維持のため、必要に応じて契約者設備の点検を行うために、契約者の同意を得ることなく、契約者設備を収容しているラックを開錠し、契約者設備を点検できるものとします。
3. 契約者設備(契約者設備が設置されている環境を含む。)に異常を発見した場合、当社は契約者にその旨を通知するものとし、発見された異常がデータセンター環境に影響を及ぼすおそれがあると当社が判断した場合は、契約者は直ちに自己の費用負担で契約者設備の停止、移動等の処置をとるものとします。この場合において、当社が指示をした場合には、契約者は当社の指示に基づいた処置をとらなければならないものとします。ただし、緊急の場合、データセンターの環境に影響を及ぼすおそれがあると当社が判断する場合その他やむを得ない場合は、当社は事前の通知をすることなく、その原因となった契約者設備を契約者の費用負担かつ契約者の責任において停止または移動できるものとします。

第6章 アカウント管理

第28条(契約者アカウントの発行)

当社は、第8条(契約の承諾)の規定により利用契約の承諾をしたとき、利用責任者に対し、契約者アカウントを発行するものとします。ただし、契約者がすでに契約者アカウントを保有している場合はこの限りではありません。

第 29 条(Data Center Customer Portal の利用)

1. 利用責任者は、契約者アカウントを用いて利用者アカウントを発行、および一時停止、無効化をすることができるものとします。
2. 契約者アカウントおよび利用者アカウントは、Data Center Customer Portal を利用することができるものとします。ただし、その利用に関する一切の責任は、契約者が負うものとします。
3. 当社は、契約者アカウントおよび利用者アカウントによる Data Center Customer Portal の利用は、すべて契約者による利用とみなします。これには、契約内容の照会、付加機能やオプションサービスの追加申し込み、若しくは解除などの諸機能の利用も含まれるものとします。
4. 契約者は、Data Center Customer Portal の利用に係る契約者設備における費用の一切(設備・機器、ソフトウェア等に要する費用、通信回線利用料を含みます。)を負担するものとします。

第 30 条(アカウントの管理)

1. 契約者は、利用者アカウントの使用・管理について、全面的な管理責任を負うものとします。
2. 契約者アカウントおよび利用者アカウントの発行を受けた者は、そのアカウントを譲渡、売買、貸与などをしてはならないものとします。
3. 契約者は、契約者アカウントおよび利用者アカウントについて、第三者への開示または漏洩があった場合、第三者が契約者になりすまし、Data Center Customer Portal を利用するおそれがあることを理解するものとします。これらを利用されたことに起因する損害はすべて契約者が負担することとし、当社は一切の責任を負わないものとします。
4. 契約者は、契約者アカウントおよび利用者アカウントの第三者への開示若しくは漏洩があった場合、または第三者に窃用されている可能性がある場合には、直ちに当社にその旨を連絡するとともに、当社からの要請がある場合にはこれに従うものとします。ただし、利用者への開示等の場合には、当社への連絡を要さず、この限りではありません。

第 31 条(アカウントの停止または制限、および抹消)

1. 当社は、以下の各号に該当する場合、契約者アカウントおよび利用者アカウントの全部または一部を一時的に停止または制限することがあります。
 - (1) 当社のシステム・設備の保守上、やむを得ない場合
 - (2) 契約者が料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わなかった場合
 - (3) 契約者およびアカウント利用者が本規約のいずれかに違反した場合
 - (4) 契約者が、利用契約に際して、虚偽の申告を行ったことが判明した場合
 - (5) その他、当社がアカウント利用者の利用態様が不適切であると判断した場合
2. 当社は、以下の各号に該当する場合、契約者アカウントおよび利用者アカウントの全部または一部を抹消することがあります。
 - (1) 契約者が本サービスの全部を解除した場合
 - (2) 契約者が、当社が別に定める一定の期間を超えて契約者アカウントまたは利用者アカウントを利用していない場合
 - (3) 契約者およびアカウント利用者が本規約のいずれかに違反し、その事実を解消しない場合
 - (4) その他、当社がアカウント利用者の利用態様が不適切であると判断した場合
3. 当社は、本条の規定により契約者アカウントまたは利用者アカウントの全部または一部の停止・制限または抹消を行う場合は、あらかじめその旨を契約者に通知するものとします。ただし、緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。

第7章 契約者の義務

第32条(禁止事項)

契約者は、本サービスの利用にあたり、次の各号に定める行為を行わないものとします。

- (1) 違法・有害行為(犯罪行為、権利侵害、違法情報の発信、公序良俗に反する行為など)
- (2) サービスの不正利用・妨害(不正アクセス、サービス妨害、情報改ざん、有害プログラムの使用・提供など)
- (3) 個人情報の不適切な取り扱い(不正取得、無断提供、プライバシー侵害など)
- (4) 不適切な営業・宣伝活動(迷惑メール、無断広告、誤解を与える行為など)
- (5) その他、当社が不適切と判断する行為

第33条(契約者の義務)

1. 契約者は、本規約を遵守するとともに、利用者に対し、本規約を遵守させる義務を負うものとします。
2. 契約者は、利用者による本サービスの利用について一切の責任を負うものとします。

第34条(利用責任者の選任)

1. 契約者は、本サービスの利用にあたりあらかじめ利用責任者を選任し、当社へ、当社所定の方法で届け出るものとします。利用責任者が交代した場合は、直ちに当社に届出を行うものとします。
2. 利用責任者は当社との連絡、協議の任にあたりとともに、本規約に基づく情報通信サービスの利用適正化を図るものとします。

第35条(情報の正確性確保)

1. 契約者は、本サービスの利用のために当社に提供した連絡先情報のすべてを正確かつ最新のものに保つものとします。
2. 契約者が当社に提供した情報が正確ではなくなった場合または最新ではなくなった場合、正確かつ最新の情報を当社に届出を行うものとします。

第8章 利用制限および提供中止

第36条(非常事態時の利用の制限)

1. 当社は、次の場合には、本サービスを制限する措置を講じることがあります。
 - (1) 天災、事変その他の非常事態が発生し、または発生するおそれがある場合
 - (2) 本サービスの利用を妨げる態様で、本サービスが利用された場合
 - (3) 当社設備に過度の負荷を与える、または与えるおそれがあると当社が判断する態様で、本サービスが利用された場合
 - (4) その他、不適切な利用であると当社が判断する態様で、本サービスが利用された場合
2. 前項に定める本サービスの制限は、状況が改善されるまでの間継続するものとし、状況が改善されたと当社が判断するとき、契約者へ通知し、解除されるものとします。

第37条(提供中止)

1. 当社は、次の場合には、本サービスの提供を中止することがあります。
 - (1) 当社の設備保守または工事上やむを得ない場合
 - (2) 当社設備に障害が発生した場合
 - (3) 当社以外の電気通信事業者が電気通信サービスを中止した場合
 - (4) 前条(非常事態時の利用の制限)の規定により、本サービスの利用の制限を行った場合で、合理的な期間内に制限を解除することができないと当社が判断した場合

- (5) 公的機関から法に則った手続きにより依頼された場合
 - (6) セキュリティ上の問題が発生し、当社が必要と判断する場合
 - (7) その他、当社が必要と判断する場合
2. 当社は、前項の規定により本サービスの提供を中止する場合は、あらかじめその旨を契約者に通知するものとします。ただし、緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。
 3. 第1項に基づく本サービスの提供中止は、状況が改善されるまでの間継続するものとし、状況が改善されたと当社が判断するとき、契約者へ通知し、解除されるものとします。

第38条(提供停止)

1. 当社は、契約者が次の各号のいずれかに該当する場合は、本サービスの提供を停止することがあります。
 - (1) 利用契約上の債務を履行しなかった場合
 - (2) 第7章(契約者の義務)で定める各規定に違反した場合
 - (3) 利用者から、停止の申し出があった場合
 - (4) 公的機関から法に則った手続きにより依頼された場合
 - (5) セキュリティ上の問題が発生し、当社が必要と判断する場合
 - (6) その他、当社が必要と判断する場合
2. 当社は、前項の規定により本サービスの提供を停止する場合は、あらかじめその理由、提供を停止する日を契約者に通知するものとします。ただし、緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。
3. 第1項に基づく本サービスの提供停止は、状況が改善されるまでの間継続するものとし、状況が改善されたと当社が判断するとき、契約者へ通知し、解除されるものとします。

第9章 補償責任

第39条(責任の制限)

1. 当社は、以下の各号で定める場合に限り、契約者に対し損害の補償責任を負うものとします。
 - (1) 当社の責に帰すべき事由により、契約者が本サービスを全く利用できない状態が生じ、当社が当該状態を知得してから24時間以上継続した場合
 - (2) 当社の責に帰すべき事由に限り、第42条(守秘義務)および、第43条(個人情報の取り扱い)に違反し、契約者に損害を与えた場合
2. 前項(1)の場合、当社の補償責任は、契約者の直接かつ現実の通常損害に限定されるものとします。補償額は、当該影響を受けたサービスを対象とし、当該影響が生じた時点における月額料金の1ヶ月分を上限に補償するものとし、当社は原則として減免による補償とします。ただし、契約者は事象発生から3ヶ月以内に請求しなければ、その権利を失うものとします。
3. 第1項(2)の場合、当社の補償責任は、契約者の直接かつ現実の通常損害に限定され、補償額の上限は利用契約の1ヶ月分の月額料金とし、当社は原則として賠償による補償とします。
4. 当社は、天災、事変等当社の責に帰さない事由により生じた損害、逸失利益を含む間接損害については、いかなる場合も賠償責任を負わないものとします。

第40条(免責)

1. 当社は、本規約または利用契約で特に定める場合を除き、契約者が本サービスの利用に関して被った損害および、当社が本規約に基づき実施した措置により生じた損害については、その原因の如何によらず、いかなる賠償の責任も負わないものとします。
2. 前項の規定は、当社の故意または重大な過失により生じた損害については、この限りではありません。

第41条(第三者との紛争)

1. 契約者による本サービスの利用に関連して、当社が第三者から損害賠償請求された場合、または当社と第

- 三者との間で何らかの問題が発生した場合、契約者は責任をもって当該第三者に対応するものとします。
2. 前項に定める状況において、第三者が当社に対して直接何らかの請求を行い、または訴訟を提起した場合、契約者は、当社が当該第三者に対応する際にあらゆる協力を行うものとします。

第10章 守秘義務・個人情報

第 42 条(守秘義務)

1. 当社および契約者は、相手方による開示またはその他の方法で知った相手方の営業上および技術上の情報その他の機密情報については、相手方の事前承諾を得ずに第三者に開示または漏洩してはならないものとします。ただし、次の各号のいずれかに該当する情報については、機密情報に含まれないものとします。
 - (1) 利用契約締結以前から、または利用契約に基づく開示とは無関係に自己が正当に保有していた情報
 - (2) 開示を受けた時点で既に公知となっていた情報、または開示を受けた後に自己の責めによらず公知となった情報
 - (3) 正当な権限を有する第三者から適法に取得した情報
 - (4) 開示された情報によることなく、自己が独自に開発・取得した情報
2. 本条の定めは、利用契約終了後も有効に存続するものとします。

第 43 条(個人情報の取扱い)

1. 当社は、法令および当社が別途定める個人情報保護ポリシーに基づき、個人情報を適切に取り扱うものとします。
2. 当社は前項に定める個人情報を、本サービスを提供する目的のほかに、以下の各号に定める目的に利用するものとします。
 - (1) 当社が契約者に対し、本サービスの追加若しくは変更の案内、または緊急連絡の目的で、電子メールや郵便等で通知すること、または電話等により連絡すること。
 - (2) 当社または当社の提携先の提供するサービスや商品に関する広告宣伝またはその他の案内を、電子メール若しくは郵便等で通知すること、電話等により連絡すること。
 - (3) 当社が本サービスに関する利用動向を把握する目的で、契約者または利用者情報の統計分析を行い、個々の契約者または利用者を識別できない形式に加工して、利用または提供すること。
 - (4) 法的な義務を伴う開示要求へ対応すること。
 - (5) 契約者から事前に同意を得たこと。
 - (6) その他当社のプライバシーポリシー<<https://optage.co.jp/info/privacy/>>に記載のあること。
3. 当社は、契約者の利用契約が終了した際、法令により保持が義務付けられている情報を除き、利用契約に際して提供された個人情報を削除するものとします。ただし、匿名化された統計データについては、本規定の対象外とします。

第11章 雑則

第 44 条(本サービスの性質の明示)

本規約に基づき当社が提供する本サービスは、契約者設備を設置・稼働させる環境を提供するものであり、契約スペースを不動産として賃貸するものではありません。

第 45 条(承諾の限界)

当社は、契約者から工事その他の請求があった場合に、その請求を承諾することが技術的に困難な場合、

または保守することが著しく困難である等当社の業務の遂行上支障がある場合は、その請求を承諾しないことがあります。この場合、その理由を契約者に通知するものとします。ただし、本規約において別段の定めがある場合には、その定めるところによるものとします。

第 46 条(知的財産の取扱)

契約者は、当社が契約者に提供する本サービスおよびその他の各種情報に関する著作権等を含む一切の知的財産権が、当社または当社に対してこれらの情報等を提供した第三者に帰属するものであることを承諾するものとします。

第 47 条(権利義務譲渡の禁止)

契約者が本規約に基づき本サービスの提供を受ける権利については、譲渡および質権等の設定はできないものとします。

第 48 条(再委託の可能性の保留)

1. 本サービスの提供にあたり、当社は業務の一部を第三者に委託する場合があります。この場合、当社は、当該再委託先に対して、当該再委託業務遂行に必要な範囲で、契約者および利用者の機密情報および個人情報を開示することができるものとします。
2. 前項の再委託を行う場合、当社は再委託先に対して、利用契約等所定の当社の義務と同等の義務を負わせるものとします。

第 49 条(反社会的勢力の排除)

1. 契約者および当社は、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、将来にわたって次の各号のいずれにも該当しないことを確約するものとします。
 - (1) 自らまたは自らの役員が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から 5 年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等その他これらに準じる者(以下、「暴力団員等」といいます。)であること
 - (2) 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - (3) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - (4) 自ら若しくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
 - (5) 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - (6) 自らの役員または自らの経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
2. 契約者および当社は、自らまたは第三者を利用して次の各号のいずれかに該当する行為を行わないことを確約するものとします。
 - (1) 暴力的な要求行為
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - (4) 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて相手方の信用を毀損し、または相手方の業務を妨害する行為
 - (5) その他前各号に準ずる行為
3. 契約者または当社は、相手方が第 1 項各号のいずれかに該当し、若しくは前項各号のいずれかに該当する行為をし、または第 1 項の規定に基づく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合には、何らの催告をせずに直ちに本契約を解除できるものとします。
4. 前項の規定により本契約が解除された場合、解除された者は、その相手方に対し、解除により生じた損害を賠償するものとします。

5. 第 3 項の規定により本契約が解除された場合、解除された者は、解除により生じる損害について、その相手方に対して一切の請求を行わないものとします。

第 50 条(賠償請求権)

契約者の故意または過失により当社が損害を被った場合、当社は利用契約期間中および利用契約終了後を問わず、契約者に対して当該損害の賠償を請求する場合があります。

第 51 条(準拠法)

本規約および、それに付随する文書は、日本国の諸法令、諸規則に準拠し、同法に基づいて解釈されるものとします。

第 52 条(合意管轄)

契約者と当社の間で本サービスの利用に関連して紛争が生じた場合は、大阪地方裁判所または大阪簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とするものとします。

第 53 条(協議)

本規約および利用契約に定めがない事項および疑義が生じた事項については、契約者と当社の両方で誠意をもって協議し、解決を図るものとします。

別表 1:コネクティビティデータセンター一覧

対象データセンター	サービス仕様書
曽根崎データセンター	曽根崎 DC サービス仕様書

附則

(実施期日)

この規定は、2025 年 10 月 1 日から実施します。